



議案第十二号

特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について

次のおり特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例

第三号）の一部を次のように改正する。

別表中

投票管理 者	選挙 長	選挙 管理 委員	固定資産 評価 審査 委員
日額 六、三〇〇円	一回につき 六、三〇〇円	委員 日額 四、七〇〇円 委員 長 日額 六、三〇〇円	会 長 日額 六、三〇〇円 委 員 日額 四、七〇〇円

開票管理者	一回につき六、三〇〇円
投票立会人	日額五、一〇〇円
開票立会人	一回につき五、一〇〇円
選挙立会人	一回につき五、一〇〇円
法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額四、一〇〇円
条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額四、一〇〇円

を

固定資産評価審査委員	委員長 日額 六、六〇〇円 委員 日額 四、九〇〇円
選挙管理委員	委員長 日額 六、六〇〇円 委員 日額 四、九〇〇円
選挙長	一回につき 七、〇〇〇円
投票管理者	日額 七、〇〇〇円
開票管理者	一回につき 七、〇〇〇円
投票立会人	日額 五、七〇〇円
開票立会人	一回につき 五、七〇〇円
選挙立会人	一回につき 五、七〇〇円
法律又はこれに基づく政令で 定めた附属機関の委員その他 これに類する構成員	日額 四、三〇〇円
条例で定めた附属機関の委員 その他これに類する構成員	日額 四、三〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。